

# 広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会 検討ワーキンググループ運営要領

## 第1 趣 旨

市町村等が広域的な連携による地域づくりを主体的に進めることができるよう、市町村からの要望を踏まえた具体的なテーマに即し、市町村職員と道職員が協働して調査検討を行うため、広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会（以下「連携検討会」という。）規約第5条の規定により設置する検討ワーキンググループ（以下「検討WG」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 検討WG

- 1 設置する検討WGは、道、市長会及び町村会の三者の合意により、テーマを特定し、設置する。
- 2 検討WGのテーマについては、随時、拡充・追加を行うこととする。

## 第3 所掌事項

- 1 各テーマに応じた幅広い視点からの専門的な調査検討
- 2 その他必要と認める事項

## 第4 構 成

- 1 検討WGは、道、市長会及び町村会からの推薦に基づき指名された市町村職員及び北海道職員により構成する。
- 2 検討WGの任期は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

## 第5 運 営

- 1 各検討WGは、連携検討会代表が招集する。
- 2 各検討WGは、会議形式による討議のほか、電子メールを活用するなど、効率的な運営を行うものとする。
- 3 各検討WGは、必要に応じ、道内市町村や他府県の先進的事例を調査するため、現地調査を行うことができる。
- 4 連携検討会代表は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 各検討WGにおいて、調査検討した事項については、各構成員が役割分担して、報告書を取りまとめ、連携検討会に報告する。

## 第6 庶 務

各検討WGの庶務は、道総合政策部地域行政局行政連携課、北海道市長会及び北海道町村会が協働して行う。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、各検討WGの開催に必要な事項は、連携検討会で協議の上、決定する。

- （附 則） この要領は、平成22年10月21日から施行する。
- （附 則） この要領は、平成22年12月21日から施行する。
- （附 則） この要領は、平成27年 6月 1日から施行する。
- （附 則） この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。
- （附 則） この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。